



第68号

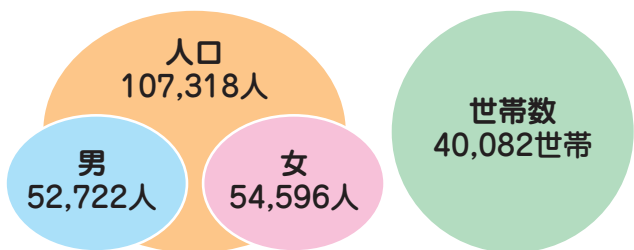


大和園の桜並木

あたたかい日差しと  
華やかな桜に包まれて

管内の人口と世帯数

(平成29年3月1日現在)



【主な内容】

平成28年第4回もとす広域連合議会臨時会開催	2
平成29年第1回もとす広域連合議会定例会開催	2
平成29年度歳入歳出予算	3
介護保険ってなに!?	4
こんにちは幼児療育センターです。	6
大和園 日日雇用職員募集	6
デイサービス・ショートステイを利用するには	7
地域包括支援センターだより	8

## もとす広域連合議会 臨時会開催

平成28年第4回もとす広域連合議会臨時会が、平成28年11月29日1日限りの会期で、本巢市役所本庁舎3階の議場において開催されました。

条例の一部改正案1件、平成28年度の補正予算案3件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

### 提出議案（広域連合長提出）

**議案第1号** もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成28年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うもの。

**議案第2号** 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7352万9千円とするもの。

**議案第3号** 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について

歳出予算内の組みかえの補正のため、予算の総額は歳入歳出それぞれ増減なし。

**議案第4号** 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1418万7千円とするもの。

## もとす広域連合議会定例会開催

平成29年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月13日から2月24日までの12日間の会期で、本巢市役所本庁舎3階の議場において開催されました。

条例の一部改正案3件、平成28年度の補正予算案3件、平成29年度予算案3件、議会委員会条例及び議会会議規則の一部改正などの議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

### 提出議案（広域連合長提出）

**議案第1号** もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について

もとす広域連合職員を増員することに伴い、条例の改正を行うもの。

**議案第2号** もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

**議案第3号** もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成28年人事院勧告に鑑み所要の改正を行うとともに、組織市町との均衡を図るため給料表の改正を行うもの。

**議案第4号** 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1285万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6067万4千円とするもの。

**議案第5号** 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5818万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1197万3千円とするもの。

**議案第6号** 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2486万円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8932万7千円とするもの。

**議案第7号** 平成29年度もとす広域連合一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5950万円と定めるもの。

**議案第8号** 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億2100万円と定めるもの。

**議案第9号** 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2890万円と定めるもの。

### 提出議案（議員提出）

**発議第1号** もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について

閉会中における各委員の指名についての規定がないため追加するなど、条例の一部を改正する必要があるため提案するもの。

**発議第2号** もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会が議案を提出するための規定がないため追加するなど、規則の一部を改正する必要があるため提案するもの。

※平成29年度予算の詳しい状況については、3ページの「平成29年度歳入歳出予算」をご覧ください。



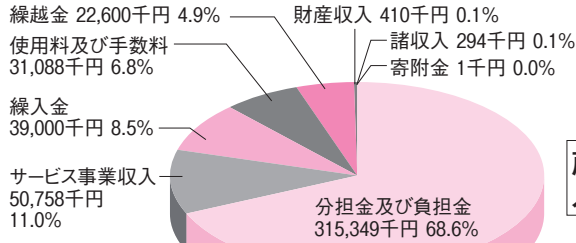
# 平成29年度 歳入歳出予算

もとす広域連合の平成29年度予算の概要をお知らせします。

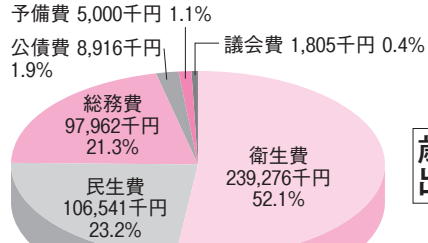
**予算総額86億940万円(伸率3.0%)**

## 一般会計

**4億5,950万円(伸率2.6%)**



歳入

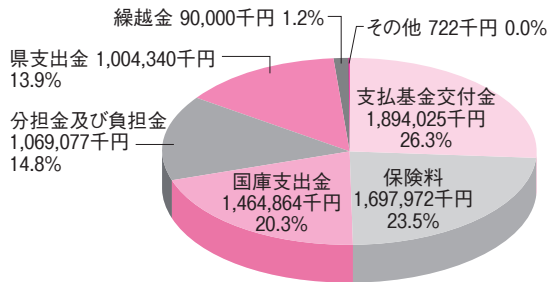


歳出

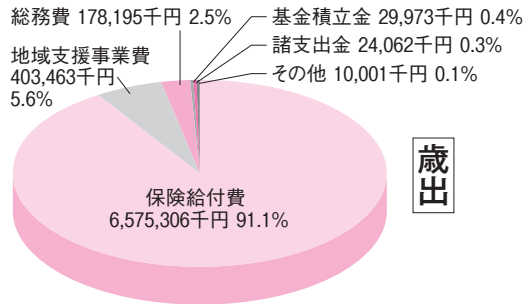
### 主な事業の概要

- 総務費の主な内容は、職員及び組織市町からの派遣職員の人件費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員費等に係る経費です。本庁移転事業費として、1,325万円を計上しました。
- 民生費では、幼児療育センターの養護訓練運営費に1億549万9千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として1,567万1千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設(し尿処理施設)の運営費として、2億2,360万5千円を計上しました。

## 介護保険特別会計 72億2,100万円(伸率2.7%)



歳入



歳出

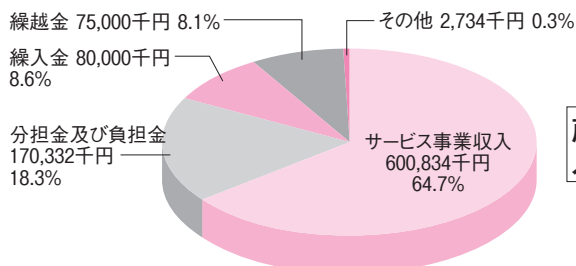
項目	金額(千円)	割合(%)
諸収入等	440	0.0
使用料及び手数料	252	0.0
財産収入	29	0.0
寄附金	1	0.0

項目	金額(千円)	割合(%)
予備費	10,000	0.1
財政安定化基金拠出金	1	0.0

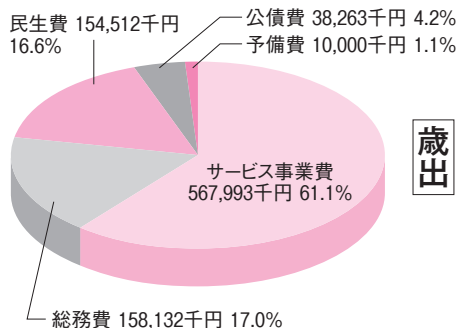
### 主な事業の概要

- 介護保険事業の円滑な運営に向け、第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)を策定します。

## 老人福祉施設特別会計 9億2,890万円(伸率5.5%)



歳入



歳出

項目	金額(千円)	割合(%)
諸収入	2,659	0.3
使用料及び手数料	45	0.0
財産収入	29	0.0
寄附金	1	0.0

### 主な事業の概要

- 老人福祉施設大和園(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所)の運営及び高齢者福祉サービス提供のための経費を計上しました。
- 今後もよりよいサービスを地域住民の皆様にご提供するため、サービスの質を落とすことなく人件費等の歳出を見直し、施設の健全経営に努めます。

※0.1%未満は、0.0%と表示してあります。

# 介護保険ってなに!?



## 「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢者社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだまだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介させていただきます。



### ●介護保険とは…

日本国民全員が4歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、もとす広域連合より介護保険被保険者証が交付されます。

また、要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

介護が必要となった人は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

### ●医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

### ●介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

### ●普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、約半年から1年程度の準備期間が必要となります。約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。なお、納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

### ●65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目より各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆もとす広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。

◆不明な点、質問等がありましたら、担当係までご連絡ください。

もとす広域連合 介護保険課 保険係 058-320-2220

## 認定までの流れ 介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。

### 1 申請します

お住まいの市町の介護保険担当窓口またはもとす広域連合で申請します。申請する方は、本人または家族などでも可能です。

#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書※1
  - 介護保険被保険者証
  - 加入している医療保険の被保険者証（40～64歳の人のみ）
- ※1 要介護・要支援認定申請書は市町の窓口・もとす広域連合のホームページにあります。

申請書には主治医を記入する欄があります。

あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。

#### Q 自分や家族で申請できない場合は？

A 申請の代行をしてもらうことができます。

地域包括支援センターや法令で定められた居宅支援事業所、または介護保険施設などへご相談ください。

#### Q 申請中に入院してしまったら、どうしたらよいですか？

A 医療保険の適用となる医療機関に入院している場合は、介護保険を併用することはできません。おおまかな退院の目途がたっていない場合は、一度介護保険の申請を取り下げることができます。取り下げが必要か判断に迷う場合は、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター、またはもとす広域連合へご相談ください。

## 2 認定調査を受けます

### 訪問調査

市町の調査員などが自宅を訪問し、心身の状態について本人や家族などへの動作確認や聞き取り調査を行います。

### 主治医意見書

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状態をよく理解している医師にもとす広域連合から依頼して作成される書類です。

2つの調査結果は公平に判定をするため、コンピューター処理されます。

### 介護認定審査会

さらに介護認定審査会において、コンピューター判定の結果や訪問調査、主治医意見書をもとに、どのくらい介護が必要か（要介護状態区分）を判定します。

介護認定審査会は、もとす広域連合が任命する医療・保健・福祉の学識経験者6名程度の委員で審査しています。

### Q 適切な認定結果がでるかどうかが心配です。

A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。

要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果が得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらい、伝える事が大切です。

### 正しい調査を受けるためには

①体調のよいとき（通常時）に調査を受けましょう。

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができない事があります。すでに調査日程が決まっている場合でも、調査直前に風邪をひいたり転倒したなど、体調が急激に変わった場合は、調査の日程を変更することができます。

②自分自身で伝えることが難しいときは、家族などに同席してもらいましょう。

家族など、いつも身の回りの支援や介護をしている方に同席してもらえば、より正確な調査ができます。必要に応じて介護支援専門員の同席も可能です。

③普段から困っていることはあらかじめメモしておきましょう。

緊張などから状況が伝えきれない事もあります。困りごとなどはメモしておく安心です。

④日常使っている補装具があれば伝えましょう。

つえなど、日常使っている補装具などがある場合は、使用状況を伝えましょう。

## 3 認定結果が届きます

介護認定審査会の判定にもとづいて、どのくらい介護や支援が必要かの目安になる要介護状態が認定され、結果通知書と介護保険被保険者証が簡易書留で郵送されます。

### ●要介護認定区分とは

「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に分けられており、利用できるサービスの種類などが異なります。

### ●更新手続き

要介護認定には有効期間があります。期間は状態に応じて3ヶ月から24ヶ月と異なりますが、介護サービスを引き続き利用したい場合は、有効期間満了前の60日前から満了日までの間に、更新申請をする必要があります。更新申請後はあらためて調査・審査、認定が行われます。

・新規申請、区分変更申請の有効期間は原則6ヶ月です。（最長12ヶ月）

・更新申請の有効期間は原則12ヶ月です。（最長24ヶ月）

### Q 心身の状態が変わったときはどうしたらいいですか？

A 要介護認定区分の見直しが必要な場合は区分変更申請をする事ができます。

以前認定を受けた状態よりも、状態が変化している時は（介護を多く必要としている、または自分でできる事が増え、介護が軽減している等）、更新期間前でも認定区分の見直しを行う申請をすることができます。区分変更申請の場合は認定結果が前回の区分と同じ認定を受けることもあります。そのような場合は、認定後却下通知を送付させていただきます。

申請書を提出する際は、担当の介護支援専門員や地域包括支援センターへご相談ください。

### ★もとす広域連合からのお願い

認定結果の送付や介護保険被保険者証の返却など重要な書類を発送する際は、簡易書留にて書類を送付しております。入院中や送付先の場所を長期間不在にする場合は、送付先の変更をお願いいたします。

もとす広域連合 介護保険課 認定係 058-320-2221

# 一人にすは幼児療育センターです。

## 入学おめでとう

この春、センターを修了した八十三名の子ど  
も達がそれぞれの学校に元気に登校し、楽しい学校生活を送ってほしいと思います。  
一人ひとりの子ど  
す。一人の保護者の声を紹介します。

息子は約二年間、療育センターにお世話  
になりました。小さい頃から手がかかると  
「大変」との思いが強いと感じながら子育て  
をしてきました。子育てとはそういうもの  
なのか…男の子だから余計に大変なのか…  
そのうち楽になったと思えるものなのか  
…。もちろんかわらなくて大切な存在。でも  
育てることにはずいぶん手を焼き、とてもし  
んどい、上手に育てられない…と感じてい  
たのも事実。

私のそんな思いが、この二年間でずいぶ  
ん変わりました。

「発達障がい」を知らなかったわけではあ  
りませんが、まさか自分の子どもに当ては  
まるものだとは思いませんでした。線  
引きもなく、個性と言ってしまうはそれま  
で、一つひとつの息子の言動を理解して  
接することはとても難しかったし、今もわ  
からないことだらけ。でも、就学を目前にし  
て、やっとスタートラインに立つて理解し始  
めることができたような安堵感があります。  
どんなことに困り、何が苦手となるのか。  
本人が楽しく学校に通うには…無理せず  
に勉強をしていくにはどうするとよいの  
か。この半年間、本当に悩みました。家族・  
園の先生・病院の先生・教育委員会の先  
生・学校の先生・友人・そして療育セン  
ターの先生等、色々な方に話しを聞き、助  
言をいただいたことで、息子のことに向き  
合って考え、納得のいく決断をすることが  
できました。

「元気に大きくなってほしい」「できる限  
り困ることは少なくあってほしい」「前向  
きに生きられる子になってほしい」その願  
いを持ってこれからも家族と共に息子の成  
長を見守っていききたいと思えます。

息子がセンターに通所したきっかけは、  
落ち着きのなさ、対人関係がうまくとれな  
い(すぐに噛みつく)とにかく育てにくい  
(偏食、寝付きの悪さ、浅い眠り)と感じ  
ていたからでした。実家は遠方で頼れず、  
下の0歳の娘も同様に手がかかり、夫も忙  
しく一人の育児は困難な状態。子どもを  
怒鳴りつけ、手が出てしまい、必死の思い  
で助けを求めるように療育センターに行っ  
た記憶があります。そして、本当に辛く悲  
しいことが多く、毎日必死で生活していた  
ので、あつとつ間の年月」というより、  
濃くて長い道のりの三年間だったなあ  
と感じています。日々の身近な相談ができ  
るうえ、専門的な情報が  
得られる療育講座や修了  
児のお母さんを招いた就  
学を考える会、どれもこ  
とも貴重でした。「この  
子にとって一番良い選択  
肢は何か?」を現状の息  
子の姿を見つめ直し、納  
得のいくまで相談・見学  
等を重ねることで、焦るこ

(保護者A)

となく考えて結論を出すことができませんでした。  
今思えば、センターに通い始めた時は、  
「うちの子はきつと大丈夫。そのうち落ち  
着く。普通になってくれる」とどこかで思  
い、息子の現状を受け入れることができな  
いまいた自分に、療育センターの先生方  
が様々な助言と愛情で私たちが親子を支えて  
くださいました。また、保護者同士、同じ  
悩み、同じ志、同じ苦労をもった母親だか  
ら共感し合い、愚痴をこぼし、一緒に泣い  
たりして、つながりもできました。

(保護者B)

### ペアレント・トレーニング研修

一月〜三月までの期間に五回、岐阜県発  
達障害者支援センターのぞみの先生による  
ペアレント・トレーニング研修が当施設で  
開催され、二十名の保護者と県内の療育施  
設の職員五十名程の参加がありました。  
日々の子育てにおける子どもとの関わり方  
の工夫を具体的に学ぶことで、お母さんの  
子どもへの関わりがポジティブに変化し、  
それに伴い、適応した行  
動が増えていく過程を保  
護者と一緒に学ぶことが  
できました。



講師/岐阜県発達障害者  
支援センターのぞみ  
加藤永歳先生  
お子さんの「行動」に注目し、  
「結果=親の対処の仕方」を変  
えることで、お子さんの問題行  
動を減らし、好ましい行動を増  
やすという考え方です。

## 大和園 日日雇用職員募集

### 職種

- ①介護職員(高齢者の生活介護全般)  
.....時給850円~1,125円
- ②看護職員(高齢者の生活医療全般)  
.....時給1,230円~1,497円
- ③介護事務員(デイサービスの記録事務など)  
.....時給894円
- ④介護支援専門員(ケアマネジメント全般)  
.....時給1,030円~1,080円
- ⑤運 転 手(デイサービス、ショートステイ利用者の送迎など)  
.....時給850円~1,012円

詳しくは下記までお問い合わせください。  
もとす広域連合老人福祉施設 大和園  
本巣市曾井中島1156-4 ☎0581-34-2555

## もとす広域連合療育医療施設 休日急患診療所のご案内

- 診療日/日曜日、祝日(1月1日を除く)  
1月2日、3日、8月15日(お盆)
  - 診療科目/内科、小児科
  - 診療時間/午前9時~正午  
午後1時~午後4時
  - 場 所/本巣郡北方町北方3219-25
  - 電 話/058-323-0523(直通)
- 直通電話は、診療時間のみ通話可能となります。

# デイサービス・ショートステイを利用するには

もとす広域連合管内（瑞穂市・本巣市・北方町）にお住まいの高齢者の方が、デイサービスやショートステイのご利用を始められるには、各市町の介護保険担当窓口にて「介護の相談にきました」とお尋ねください。

## 《瑞穂市》

「総合センター1F 地域福祉高齢課」所在地／〒501-0222 瑞穂市別府1283番地 電話番号／058-327-4126



瑞穂市 総合センター



総合センターに入って右手に事務室があります



事務室に入って右手側が地域福祉高齢課の窓口です

## 《本巣市》

「本巣市役所 真正分庁舎 福祉敬愛課」所在地／〒501-0466 本巣市下真桑1000番地 電話番号／058-323-7754



本巣市役所 真正分庁舎



正面玄関から入って右手側に福祉敬愛課の窓口があります



## 《北方町》

「福祉健康課」所在地／〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 電話番号／058-323-1119



北方町役場



正面玄関入って右手側に福祉健康課の窓口があります



## 《大和園》

「老人介護支援センター」所在地／〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4 電話番号／0581-34-2555



いつまでも住み慣れた居宅で生活が続けられるように、在宅介護の総合窓口として、各種サービスの相談、提案をさせていただきますのでお気軽にご来園ください。

シリーズ

介護予防!!  
特集その①

将来介護が必要とならないように、  
若いうち、元気なうちから予防をしていきましょう。

介護予防とは…

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことです。

元気であるために必要なのが「セルフマネジメント」!!

「介護予防セルフマネジメント」とは、住み慣れた地域で、いつまでも生きがいや役割を持って楽しく暮らし続けるために、自分で「健康管理」や「介護予防」の活動を考え、実践することです。

健康管理
●生活習慣病の予防・治療
・高血圧
・脂質異常症
・糖尿病 など



介護予防	
●介護予防の6つのポイント	
・運動機能向上	・閉じこもり予防
・認知症予防	・低栄養
・口腔機能向上	・うつ予防



セルフマネジメントの例  
Aさんの場合



10年後も自分の  
足で歩いていた  
いね。

Aさんのように  
目標を持ちましょう!

そのための対策を考えましょう。

- 毎日30分散歩をしよう。
- 趣味の園芸を続けよう。
- 公民館の介護予防教室に参加しよう。
- ふれあい・いきいきサロンに参加しよう。
- 小学生の登校見守りボランティアを続けよう。
- 高血圧の改善のために、減塩に心がけよう。

10年後のあなたは元気ですか？あなた自身の介護予防を考えましょう。

各市町の地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターは行政機関等の相談窓口と連携をとっています。お気軽にご相談ください。

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階） 電話：058-327-4118 FAX：058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1（本巣市真正老人福祉センター内） 電話：058-324-5166 FAX：058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地（北方町役場内）※4月から移転しました。 電話：058-323-5540 FAX：058-323-2114